

茨木市と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの 地域活性化包括連携協定書

茨木市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、茨木市内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（前提）

第2条 乙は、直営店方式またはフランチャイズ方式による、年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン・イレブン店（以下、「セブン・イレブン店」といい、直営店方式のセブン・イレブン店を「直営店」、フランチャイズ方式のセブン・イレブン店を「加盟店」という。）を開設しており、茨木市内の直営店及び乙の推薦に応諾して事業への参画に同意している加盟店において、事業に協力することあることを甲は確認する。

乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解した上で、甲及び乙は、本協定について合意する。

（連携事項）

第3条 甲と乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域への参画・市民協働の推進に関すること
- (2) 環境問題対策に関すること
- (3) 観光情報・振興に関すること
- (4) 市が実施する事業やイベントの告知・支援に関すること
- (5) 健康増進・食育に関すること
- (6) 子育て支援に関すること
- (7) 子ども・青少年育成に関すること
- (8) 茨木市の特産・名産の拡販と告知に関すること
- (9) 高齢者支援に関すること
- (10) 障害者支援に関すること
- (11) 就労支援に関すること
- (12) 地域や暮らしの安全、安心に関すること
- (13) 災害対策に関すること
- (14) その他、相互に協力することが目的達成に寄与すると認められる事項

前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項は、甲乙協議の上、決定する。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも特段の申し出がないときは、有効期間が満了する日から更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は協働事業の実施にあたり、知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。本協定終了後も同様の取扱いとする。

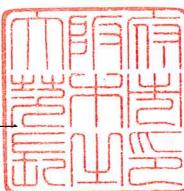
（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自が1通を保有するものとする。

平成28年11月11日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市 代表
茨木市長 福岡洋一



乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 古屋一樹

